

黒板・白板・掲示板 検査規程

- 第1条 協同組合関東黒板工業会（以下、「黒板組合」という）は、定款第7条2項（組合員の取り扱う黒板及び掲示板の共同検査）の円滑な運営を推進するため、黒板・白板・掲示板に関する製品検査規程を定める。
- 第2条 検査対象製品は組合員が官公庁及び独立行政法人及び学校法人などから、直接・間接に受注し、新規搬入・設置及び貼り替えを行った全ての黒板・白板・掲示板とする。
- 第3条 黒板組合員は第2条に定める商品の検査を拒むことは出来ない。
- 第4条 検査は別に定める「黒板・白板・掲示板 検査実施要領」に基づき、組合が委嘱した検査員が実施する。
- 第5条 組合員は従業員の中から業務に精通した検査員に適する者1名以上を選び、検査員資格登録書を作成し、黒板組合理事長に提出する。
- 第6条 黒板組合は提出された検査員資格登録書を評価し、検査員たるに相当と認めた場合は検査員証を交付するものとする。
- 第7条 検査員は公正かつ厳正でなければならない。
- 第8条 検査員はその職務に関連して検査実施先の組合員について知り得た事柄を漏洩してはならない。
- 第9条 検査員は検査済みの製品に検査済証を貼り着ける。
- 第10条 検査員は検査済証を厳重に保管し、その管理簿と検査済証の数を検査終了ごとに確認し、「品質保証シール管理台帳」（「黒板・白板・掲示板 検査実施要領」に定める様式）に記入し、黒板組合の要請があれば直ちに提出しなければならない。
- 第11条 黒板組合は検査員の検査にかかわる第2条に規定する商品について、当該組合員とともに発注者である官公庁及び独立行政法人及び学校法人などに対して、連帯して保証の責任を負うものとする。

第12条 この規程に定めのない事項については黒板組合理事会で決定する。

協同組合 関東黒板工業会

平成 24 年 1 月 27 日改正

平成 24 年 10 月 26 日改正

平成 25 年 6 月 22 日改正

平成 30 年 4 月 12 日改正